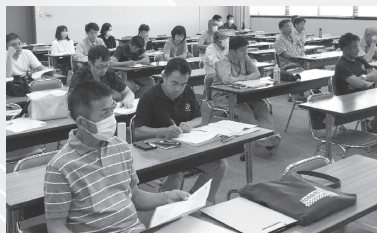


## 進むペーパーレス化と取引先への対応のために 電子帳簿等保存制度を学ぶ

電子取引データの電子保存が令和6年1月より必須となることを受け、畳の製造業者の団体である山梨県畳同業組合連合会（広瀬久理事長 51社）では、7月4日に山梨県立中小企業人材開発センターにて電子帳簿保存制度への対応をテーマに講習会を開催し、会員の経営者・経理担当者など28名が参加した。

令和4年1月に施行となった改正電子帳簿保存法の電子取引データ保存は、出力書面（紙）での保存が認められる宥恕（ゆうじょ）措置が今年末で廃止され、来年1月からは電子取引データの電子保存が義務化となる。講習会では、小林正幸税理士（税理士事務所ファインワークス）より「電子帳簿等保存制度の概要や令和5年度税制改正での見直し内容、電子帳簿の3つの保存要件、猶予措置など」がわかりやすく説明された。



聴講する会員

小林税理士は、「電子取引データの保存要件における見読可能性についてはディスプレイとプリンタ等が

## 山梨県畳同業組合連合会

あれば、真実性については国税庁HPから事務処理規程をダウンロードすれば満たすことができる。残る検索性については、PDFなどのデータに対する索引簿の作成や規則的なファイル名の付与など税務署のダウンロードの求めに応じられる



講師の小林税理士

よう検索機能の確保が必要である。要件を満たせば税務署長が認める猶予措置や検索要件不要措置といったものもある。」など対応方法を説明し、「まずは、自社の商流における電子取引をリストアップすることからはじめ、来年1月からは電子取引データについては全てPDFや画像の形式で保存しなくてはならない。」と今後の準備と取り組みの必要性について語った。

連合会では、「今回のような制度改正への対応は、事前に情報を得ておくことで取引先との対応などで有利に働くことも考えられる。連合会では今後も業界の各店の経営力の向上をめざして様々な役に立つテーマでの講習会や情報提供を推進していく。」としている。

